

幼稚園での 福岡市3歳未満児 受入れ促進事業のご案内



学校法人博多学園 幼稚園グループ

博多中央幼稚園

保育促進事業について

幼稚園の広い施設の中で、就労されているご家庭の1歳～2歳のお子さまをお預かりする事業です。保育全般と幼稚園の教育を行い、総合的に保育していきます。時には幼稚園の行事にも一緒に参加し、お子さまの成長を保護者の皆さまに感じていただけます。

保育が必要な1歳～2歳のお子さまを対象に、福岡市が認定した市内の私立幼稚園で、幼稚園教諭及び保育資格を持つ職員がお子さまをお預かりします。

(年度途中で3歳児に達した際も、当該年度の3月末日まで対象となります。)

保育時間等

◎月曜日～金曜日

1日8時間以上の預かりを実施

◎保育時間

7:30 ～ 18:00

◎休園日

土曜日・日曜日・祝日

入園式・卒園式・歓迎遠足・運動会

創立記念日・職員研修日(3/25 前後)

夏季: 8/12～8/15 冬季: 12/29～1/4

行事によって休園日の際

定員

◎1歳児

10名

リトルプレイルームのレッスンに参加
運動会・クリスマス会

◎2歳児

15名

満3歳児クラスに入ります。

利用対象者

幼稚園3歳未満児受入れ促進事業は、次の1及び2の両方の要件を満たす場合に申込みをすることができます。

1. お子さまと保護者が福岡市に住んでいること（福岡市に住民票があることを原則とします）

2. お子さまの保護者が次のいずれかの事由に該当すること

- ・就労している（月60時間以上）
- ・妊娠中又は出産後間がない（出産月の前2か月から出産日の後8週間）
- ・疾病、負傷、障がい等がある
- ・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）
- ・災害等の復旧にあたっている
- ・求職活動している
- ・就学している（通信教育は含まない。月60時間以上）
- ・育児休業取得時に、既に保育施設等を利用する子どもがいて、継続利用が必要であること
- ・その他これらに類する状態であり、福祉事務所長が必要と認める場合



保育料など

【保育料】

各世帯の所得などに応じて、保育所利用の際の保育料と同額の保育料（ただし、上限は45,000円）をご負担いただきます。第2子以降のお子さまの保育料も、保育所利用の場合と同様に減免されます。尚、給食、送迎、保育に必要な費用を徴収いたします。

【その他】

◎1歳児

- ・給食費……………週5回（225回）6,200円（長期休暇を含む）
- ・保険料(年間) …… 700円
- ・雑 費…………… 保険料・行事に伴う経費代等

※オムツ処理代はいただきません。

◎2歳児

- ・給食費……………週3回（108回）3,200円 / 週5回（170回）4,800円
（長期休暇を含まない→長期休暇は自己負担）
- ・バス利用者…………… 3,500円
- ・雑 費…………… 幼稚園と同額

利用の流れ

1) 幼稚園見学会

園によって、保育の方針や給食の提供の有無、保育料など違いがあります。
利用申込に当たっては、必ず事前に、利用を希望する幼稚園をお子さんと一緒に見学し、不明な点は確認、相談をしてください。



2) 支給認定

お住まいの区役所子育て支援課で、「保育が必要な生後1歳～2歳である」という認定（3号認定）を受けていただきます。申請から認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。



3) 幼稚園への利用申込

支給認定証を受け取られましたら、利用を希望する幼稚園へ利用申込をしてください。



4) 選考結果のお知らせ

幼稚園から選考結果の連絡があります。
利用が決定した方は、幼稚園との間で保育の提供に関する契約を締結ください。なお、利用申込から選考結果の連絡までの期間は、利用申込の状況などにより異なりますので、ご了承ください。

認定に必要な書類（東区役所認定時）

1) 令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書

2) マイナンバー（個人番号）申請書

3) 保育が必要なことがわかる書類

(必要な書類等の一覧表をご参照ください。)

※申請は書類を区役所子育て支援課へ紙で提出するか、オンライン申請にて行うことができます。

オンライン申請は「幼稚園3歳児未満児受入れ促進事業 → ふくおか子ども情報」のページより申請を行ってください。

<https://kodomocity.fukuoka.lg.jp/info/3030/>



◎保護者などの状況別・必要な書類等の一覧表

保護者などの状況	提出書類	備考
雇用されている方	▶ 就労証明書	就労・復職予定者は、入所後1か月以内に改めて就労証明書を提出してください。
雇用予定・復職予定の方		
自営業・農漁業の方 内職をしている	▶ 就労証明書 事業内容のわかる書類	(事業内容がわかる書類の例) 営業許可通知書、個人事業届の写し、 登記簿謄本の写し等
障がいをお持ちの方	▶ 障害者手帳(写し) など	
病気の方	▶ 診断書	診断書には、家庭保育ができない理由 や期間の記載が必要です
病人や障がい者の介護・ 看護をしている方	▶ 診断書や障害者手帳(写し) 介護保険証(写し) 等	介護・看護の状況についての申立書を 併せて提出してください。
出産(予定)の方	▶ 母子手帳(写し) 又は 出産(予定)証明書	表紙及び出産予定日が記載してある ページを複写して添付してください。
学生の方	▶ ・在学証明書又は学生証(写し) ・就学時間がわかる書類 (カリキュラムなど)	新年度になりましたら、再度新年度の 在学証明書を提出してください。
求職中の方	▶ 就職活動状況申告書	

幼稚園への利用申込

【必要書類等】

- ・入園願書
- ・福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業の利用に係る同意書
- ・支給認定書の写し（福岡市より認定をうけた書類）
- ・個人情報の取り扱いに関する同意書（幼稚園用）
- ・生後主な病気について

ご注意

※幼稚園が設定する受入枠を超える利用申込があった場合、保育の必要度の高い方が優先されます。
※利用申込の際に、福岡市が保育の必要度を幼稚園へ伝えることについて、同意いただきます。

ご不明な点等ございましたら
お気軽にお問い合わせください。



一日の流れ

●1歳児

7:30~9:30	登園
10:30	朝の会 保育活動
11:30	昼食
12:15	お昼寝
15:00	おやつ

15:00前のお迎えはおやつなし
お迎え時間は各自にて対応
少人数になったら幼稚園の預かり保育へ

※登園・降園時にタブレットの打刻を
お願いします。

注意：私服登園となります。
汚れてよい服・ロンパース
冬場のタイツ・レギンスは使用不可

●2歳児

幼稚園生活に準ずる。

登園は園で管理します。
預かり保育利用時はタブレットの打刻を
お願いします。

★「れんらくアプリ」にて出席・欠席
利用時間の入力をお願いします。



利用上の諸注意

- 利用申請時に提出していただいた「教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」の教育・保育給付認定有効期間を確認し、期限前に区役所にて申請してください。もし、**認定が切れた際は自己負担(45,000円)となります**のでご注意ください。
- 利用不要の際は、前月20日までに園長までお知らせください。
2歳児は幼稚園入園へ移行可能です。
- 1歳児の給食提供に際し給食メニューを確認いただき、**事前に食材を食すようお願いいたします。**(食物アレルギー等の対応)
- お子さまの健康・発達に関してご心配な点は事前にご相談ください。